

特定建設工事共同企業体事務処理要領

改正 令和元年5月29日

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、竹原市共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）を対象とした一般競争入札（事後審査型）（以下「一般競争入札」という。）の資格審査等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の指定等)

第2条 対象工事の指定及び参加資格要件は、入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て市長が定める。

(資格審査等)

第3条 一般競争入札に参加する特定共同企業体は、入札の際に提出する工事内訳書とともに、次の書類の写しを提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第1号）
- (2) 委任状（権限を支店長等に委任する場合に添付。別記様式第2号）
- (3) 委任状（別記様式第3号）

2 開札後、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った共同企業体は、他に定めるもののほか、前項第2号及び第3号の原本並びに使用印鑑届（別記様式第4号）を各1部、建設工事の契約事務を担当する課の課長（以下「契約担当課長」という。）に提出し資格審査を受けなければならない。

3 前項の書類の提出期限等については、資格要件確認書類提出依頼書にこれを記載するものとする。

4 契約担当課長は第2項の書類の提出を受けたときは、速やかに資格審査を行い、審査の結果適格と判断されたものについては、特定共同企業体として資格を有するものとして、選定委員会の承認を得た後、市長が認定するものとする。この場合において、審査の結果不適格と判断されたものについても同様とする。

5 市長が前項の認定した場合は、一般競争入札の執行に関して定められた事務における落札候補者の資格要件の審査が行われたものとして落札者の決定等を行う。

(認定の有効期間)

第4条 特定共同企業体の認定の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 市と請負契約を締結した特定共同企業体については、認定の日から発注者が当該共同企業体の解散を承認した日までとする。
- (2) 請負契約の相手方とならなかった特定共同企業体については、当該工事の請負契約が締結された日（以下「契約締結日」という。）までとする。
- (3) 前号の契約締結日は「竹原市建設工事等入札結果等の公表に関する要綱」（平成13年告示第45号）に基づき公表する。

(受注後の手続き)

第5条 当該工事を所管する課の課長（以下「主管課長」という。）は、対象工事を受注した特定共同企業体に当該工事に係る共同企業体運営委員会を設置させ、次の事項に係る文書を速やかに提出させなければならない。

- (1) 共同企業体編成表（別記様式第5号）
- (2) 諸規程
- (3) 技術者等の名簿（別記様式第6号）
- (4) 技術修得（計画・報告）書（第2位等級の業者が構成員として特定共同企業体の資格認定を受けようとする場合に添付。別記様式第7号）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 主管課長は、第1項の規定により提出された文書を審査の上、適正かつ円滑な共同施工に支障があると認めるときは、下請負人又は技術者の変更、諸規程等の訂正等を求めるなど適切に指導しなければならない。

3 主管課長又はその委任を受けた職員は、工事期間中、適正かつ円滑な共同施工が行われていないと認めるときは、特定共同企業体に対し、速やかに是正するよう指示するものとする。

4 主管課長は、特定共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を契約担当課長に報告するものとする。

（特定共同企業体に対する契約上の相手方等）

第6条 請負代金の支払その他の請負契約に基づいて発注者が請負人に対して行うべきこととされている行為は、特定共同企業体の代表者に対して行う。

2 前項に定めるとするため、特定共同企業体の代表者以外の構成員には次の事項を代表者に委任させるものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限

3 入札から契約に至るまでの間に行われる市からの依頼等については、入札に参加した特定共同企業体の代表者に対して行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、建設工事入札参加資格等審査会の意見を聴いて、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 竹原市（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇建設株式会社内）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

2 前項の代表者が退任した場合は、企業体は新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に関して行った行為については、企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当該企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- (3) 当企業体に関する財産を管理する権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施

工の基本に関する事項，資金管理方法，下請企業の決定その他の当該企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し，建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は，建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は，〇〇銀行とし，共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は，建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は，第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は，第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，企業体が第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては，残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協議書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第2号（第3条関係）

委 任 状

私は、竹原市が発注する〇〇〇〇工事において、〇〇建設株式会社〇〇支店長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体の結成に関する一切の件
- 2 見積り、入札に関する一切の件
- 3 前項に関する復代理人の選任の件
- 4 工事請負契約の締結及び履行に関する件
- 5 工事請負代金の請求及び受領の件
- 6 特定建設工事共同企業体に関する財産の管理の件

年 月 日

竹 原 市 長 様

委任者 所在地
商 号
代 表 者 印

受任者 所在地
商 号
支店長名 印

様式第3号（第3条関係）

委 任 状

年 月 日

竹 原 市 長 様

委任者 共同企業体の名称

構成員 所在地

商 号

代表者名

印

構成員 所在地

商 号

代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、貴市発注の次の工事の入札及び復代理人の選任に関する一切の権限を委任します。

1 工事名

2 工事場所

3 受任者

共同企業体の名称

代表者 所在地

商 号

代表者

印

様式第4号（第3条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

竹 原 市 長 様

共同企業体の名称

代表者 所在地

商 号

代表者名

印

次の印鑑を〇〇〇〇工事に係る入札，見積り，契約の締結並びに請負代金の請求及び受領のために使用したいので，お届けします。

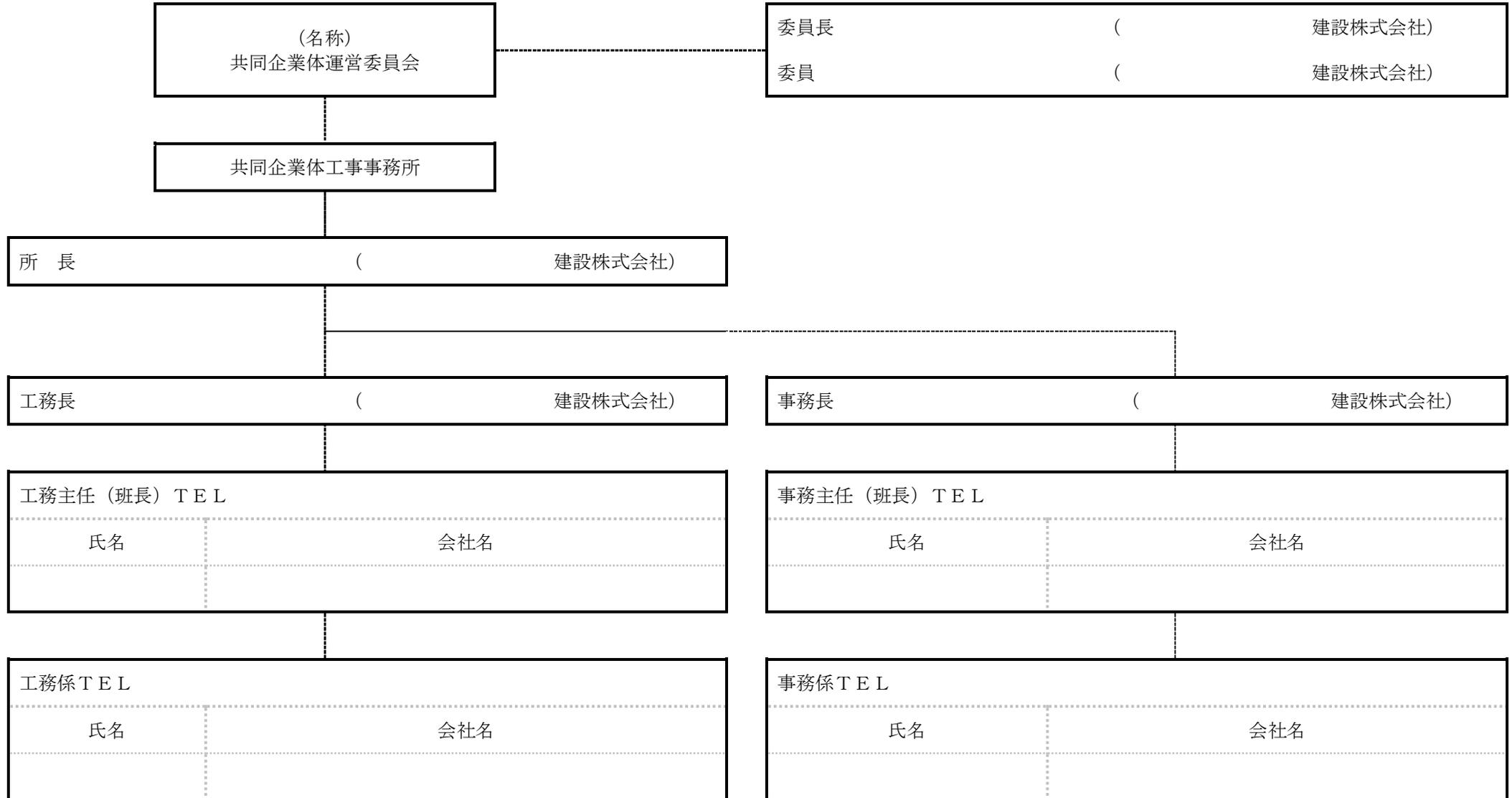
使用印



使用印



共同企業体編成表



技 術 者 等 の 名 簿

年 月 日

（発注機関の長） 様

共同企業体の名称

代表者 所在地
商 号
代表社名

印

技術者等の状況について、名簿を提出します。

区分	内容	氏 名			国 家 資 格		竣 工 監 督 等 の 経 験			
		所属会社名	役 職 名	氏 名	種 類	免許番号	発注者名	工 事 名	請負代金	経験内容（工事の内容等）
技 術 者										
	安全衛生責任者									
	雇用管理責任者									

- (注) 1 技術者は、共同企業体に属する全ての技術者を記載すること。
 2 役職名は、共同企業体における役職名を記載すること。また、請負代金は百万円未満の額を四捨五入して、百万円単位で記載すること。
 3 国家資格の種類は、請負工事に対応する国家資格についてのみ記載すること。1級及び2級の資格を併せて取得している者については、1級の資格を記載すること。
 また、技術士にあつては選択科目名を記載すること。
 4 経験は、請負工事と同種の工事でも過去5年以内に、技術者にあつては現場代理人、監理技術者又は主任技術者として、また安全衛生及び雇用管理責任者にあつてはその責任者として経験した工事のうち、請負代金の最も大きい工事について記載すること。

技術習得（計画・報告）書

年 月 日

様

所在地

商号又は名称

許可番号（ 炬・知事 第 号）

代表者名 印

（共同企業体の名称）（ ）

1 工事概要及び配置（予定）技術者の状況等

工事名		
施工場所		
工事内容		
工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで〔総作業（予定）日数 約 日〕	
配置（予定）技術者	氏名： （年齢 歳）（実務経験 年）	
工事従事（予定）技術者総数	技術者の配置実人数	人
	技術者の配置総延べ人数	人
工事従事（予定）作業員総数	作業員の配置実人数	人
	作業員の配置総延べ人数	人

2 技術習得（予定）内容等

〔記入者：

〕

区分	記入上の着眼点	新技術等の施工における技術的習得（予定）内容等
施工管理 《施工計画・工程管理》	現地調査等による 地形・設計条件等 の把握内容	
	計画準備内容 （仮設備，本体工 事，安全対策，環 境対策，機械設備 計画等）	
	その他の内容等 （打合せ方法，下 請及び作業員動員 計画作成，施工体 制台帳等作成）	
現場管理 《現場管 理・安全 管理》	大型機械等の現場 管理・品質管理等 の内容	
	交通処理・交通安 全施設の管理・安 全教育内容等	
通常工事の場合と比較しての 特記事項		

- 注) 1 この（計画・報告）書については，B格付業者及びB格付業者の配置（予定）技術者が当該業者の内容について記入・作成し，共同企業体の代表者の承認を受けたいうで，提出すること。
- 2 2の習得内容等については，配置（予定）技術者本人が記入すること。
- 3 計画書の場合は，その時点で把握できる内容・技術習得の希望内容等を中心に記入すること。
- 4 報告書の場合は，計画の段階から工事の実施の段階を含めて，技術的に気づいた点，今後において役立つ点及び反省する点等について自由に記入すること。
- 5 報告書には，施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを添付すること。
- 6 記入欄だけでは書ききれない場合には，別紙に記入して添付すること。
- 7 参考資料については，適宜自由に添付すること。

[技術習得（計画・報告）書添付書類]

従事（予定）技術者名簿

（商号又は名称： ）

（工 事 名： ）

番	氏 名 （ 生 年 月 日 ）	資 格	工事従事延日数
1	(. . 生)		日
2	(. . 生)		日
3	(. . 生)		日
4	(. . 生)		日
5	(. . 生)		日
6	(. . 生)		日
7	(. . 生)		日
8	(. . 生)		日
9	(. . 生)		日
10	(. . 生)		日
11	(. . 生)		日
12	(. . 生)		日
13	(. . 生)		日
14	(. . 生)		日
15	(. . 生)		日

- 注) 1 配置（予定）技術者も含めて記入してください。
2 技術習得（計画・報告）書を提出の際に、添付してください。
3 資格欄については、「2級土木施工管理技士」など資格名を記入してください。
4 工事従事延日数欄については、当該工事についての従事予定又は従事した日数を記入してください。